

豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内公共交通の運転士不足の改善を図るため、新たに公共交通事業者の運転士として就業した者に対し予算の範囲内で豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊能町補助金交付規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定するに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）の許可を受ける事業者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の許可を受ける事業者をいい、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可のみを受ける事業者は除く。
- (2) 車両 バス事業に用いられる乗車定員11人以上の車両又はタクシー事業に用いられる乗車定員11人未満の車両をいう。
- (3) 正規雇用 次の要件をすべて満たす雇用形態をいう。
 - ア 公共交通事業者が直接雇用し、無期雇用契約又は1年以上の有期雇用契約に基づき雇用されていること。
 - イ 1週間の所定労働時間が、20時間以上であること。
 - ウ 雇用保険に加入していること。
- (4) 運転士 公共交通事業者が所有する車両をバス事業又はタクシー事業における顧客の輸送のために運転する者で、公共交通事業者が正規雇用する者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 豊能町内に営業所を有する公共交通事業者に6か月以上就業を継続している者。
- (3) 令和7年4月1日以降に就職し、交付申請日時点で運転士として現に就業している者で、

引き続き勤務する意思を有する者。

(4) 町税を滞納していない者。

(5) 豊能町暴力団排除条例（平成25年条例第25号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者ではないこと。

(6) 豊能町移住就職応援支援金の交付を受けていない者。

(7) その他町長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、1人あたり30万円とする。

2 前項に定める補助金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金要件確認書兼在職証明書（様式第2号）

(2) 豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金に関する誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 公的機関が発行した写真付き本人確認書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた者は、速やかに豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するも

のとする。

(返還請求)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者、又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金交付取消通知書（様式第7号）により、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金の申請日から3年以内に転出又は退職した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合

2 町長は、前項の規定により取消しを受けた対象者に対し、豊能町地域公共交通運転士就職支援補助金返還請求書（様式第8号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。